

接種までの流れ

①スケジュールと接種場所の確認

優先接種の対象者に該当する人は、具体的なスケジュールと接種のできる医療機関などを確認するため、かかりつけの医療機関や健康課または、保健センターにお問い合わせください。

②提示書類の用意

実際に接種を受けるときは、窓口にて書類を提示していただき、ご自分がスケジュールに合った対象者であることを提示するため、書類を準備してください。(書類一覧表は下表参照)

③接種の予約

接種を実施する医療機関などに予約を入れてください。くわしくは各医療機関にお問い合わせください。

④接種の実施

提示書類を持参し、予約医療機関で接種を受けてください。ワクチンの接種後には、接種部位に腫れが出たりといった反応が出るかもしれません。ほとんどは軽い一過性の症状でおさまりませんが、気になる症状が出たり長引いたりするときは医師に連絡してください。
※16歳未満の者は原則、保護者等の同伴が必要です。

提示書類リスト

- ①基礎疾患を有する人 「優先接種対象者証明書(かかりつけ医で発行)」
※かかりつけ医が接種する場合は、必要ありません
- ②妊婦 「母子健康手帳」
- ③1歳から小学校3年生 「母子健康手帳」または「健康保険被保険者証」
- ④1歳未満の小児の保護者 「母子健康手帳」、「健康保険被保険者証」または「住民票」
- ⑤小学校4年生から高校生に相当する年齢の人 「健康保険被保険者証」、「学生証」または「住民票」
- ⑥65歳以上の人 「健康保険被保険者証」、「運転免許証」または「住民票」



新型インフルエンザワクチン Q&A

Q 季節性インフルエンザワクチンは、新型インフルエンザにも効果があるのでしょうか？

A それぞれのワクチンはそれぞれのインフルエンザにしか効果がないと考えられています。季節性インフルエンザワクチンの接種を希望する場合(特に高齢者は接種することが望ましい)は12月中旬頃までに接種をすることが望ましいとされています。なお、国内産の新型インフルエンザワクチンと、季節性インフルエンザワクチンを同時に接種することは、医師が必要と認めた場合に可能です。

Q 新型インフルエンザに感染した人でも、新型インフルエンザワクチンの接種が必要ですか？

A 一般的に、新型インフルエンザに感染して発病した人は、免疫を持っていると考えられるため、予防接種をする必要はないと考えられます。ただし、確実に新型インフルエンザに感染したと言えるには、専門の検査(PCR検査など)でウイルスの確認が行われた人のみです。

Q 優先接種対象でない人は、接種できないのですか？優先接種対象者は、新型インフルエンザワクチンを接種しなくてはならないのですか？

A 優先的な接種対象者以外の人についても、希望者が接種を受けられるようにする必要はあると考えられています。優先接種が終了次第、流行の状況や接種の状況、供給量などを踏まえ、対応するといわれています。また、優先接種対象者の人は、必ず接種しなければならないわけではありません。

Q 海外産と国内産は、何が異なるのですか？

A 海外で製造されたワクチンは、①現時点では国内での使用経験・実績がないこと、②国内では使用経験のないアジュバンド(免疫補助剤)が使用されていること、③国内では使用経験のない細胞培養による製造法が用いられているものがあること(国内産は鶏卵培養による製造のみ)、④筋肉への注射であること(国内産は皮下への注射)、⑤小児に対しては用量が異なることなどが、国内で製造されたワクチンと異なっています。今後、海外で承認されていることを前提として、さまざまなデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種がはじまります。

問い合わせは、生活部健康課 ☎072-766-8781 保健センター ☎072-766-1000へ
町ホームページ URL <http://www.town.inagawa.hyogo.jp/>